

高校生が、ねられる！？ -成人年齢が18歳になります-

令和4年3月版
東京都消費生活総合センター

成人年齢が18歳に引き下げられます。高校生でも18歳になれば、親権者の同意なく自分の意志で、高額な買い物ができることや、クレジットカードのキャッシング、銀行ローン、消費者金融が利用可能になります。一方、成人になると未成年者取消権が使用できなくなります。一度成立した契約を取り消すことができなくなることから、悪質業者のターゲットになる可能性があるのです。そこで、成人前の1・2年生も含めて高校生の皆さんに、若者が遭いやすいトラブルをいくつか紹介します。参考に、実際にあった事例の紹介についてもQRコードで付けていますので、ぜひアクセスしてみてください。

インターネット通販

インターネット通販にクーリング・オフはありません！

インターネット通販は便利ですが、広告では、モデルの写真やコメント、商品の特性、特価の部分ばかりが強調され、重要な購入条件等が目立たない場合があります。「お試しだから」「安いから」とすぐに申し込まず、購入条件や解約条件、返品ができるかどうか、できる場合の条件など、契約内容を必ず確認しましょう。

<実際の事例>

「お試し無料、初回限定〇〇円のサブりが定期購入だった。」



架空請求・不当請求

身に覚えのない請求→無視する！

「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させる架空請求が多発。アダルトサイトでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。慌てて連絡すると、自分の個人情報を与えることになり、次々と連絡が来ます。一度でも支払うと、さらに支払いを請求して来ます。電話やメール等をせず、無視しましょう。

<実際の事例>

「長期未納料金がある」と督促書面が届いた。」



アポイントメントセールス

「あなただけ特別！」は、あなただけではありません！

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。「あなただけ特別！」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばないことです。悪質業者が友人を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会うときは慎重にすべきです。

<実際の事例>

「ネット広告を見てオーディションに応募して合格。高額なプロモーションDVDの契約となり不満である。」



若者が作った動画を見てみよう！

東京都がコンテストを行い、消費者トラブルに遭わないように啓発するコピーを若者から募集しました。入賞した3つの作品(プロが映像化)を紹介します。都立高校の生徒の作品もあります。



東京都では、令和4年度も、若者の消費者トラブル防止の動画を作成し、SNS等にアップする予定です。コンテスト形式で、皆さんからのシナリオや動画を募集しますので、奮って応募してください。

若者が引っ掛かりやすいお金と美のトラブル



心配や困ったことがあったら…

日常の消費生活の中で、心配なことや困ったことがあったときは、下記に連絡してください。

東京都消費生活総合センター 消費生活相談 03-3235-1155
架空請求専用 03-3235-2400
消費者ホットライン 188 (お近くの消費生活相談窓口)

東京都消費生活総合センターへの来所相談
電話、外国語対応、聴覚障害等への対応
など詳細については、HP 窓口案内参照



マルチ商法・マルチまがい商法

「人を紹介すれば収入が得られる」は、マルチ！

商品を購入後「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法が増えていきます。商品を購入するためのローン(借金)だけが残ることや知人・友人を勧誘すれば、今度はあなたが加害者になります。このようなトラブルを避けるには、「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない！友達に誘われても、きっぱりと断る！ことです。

<実際の事例>

「マルチ商法でサプリメントを契約した。開封したがクーリング・オフしたい。」



契約の原則 クーリング・オフ

私たちは、毎日食品を買ったり、電車に乗ったりして生活しています。「この商品ください」という「申込み」に対して、「はい」と「承諾」があり、お互いの意思表示が合致すれば、契約は成立します。成立した契約はお互いに守らなければならない、一方的に解除できません。これが**契約の原則**です。しかし、事業者から不意打ち的に勧誘され、よく考える時間もなく契約させられたような場合については、申込みや契約をした後一定期間消費者が頭を冷やして考え直し、無条件で一方的に**契約を解除**することができる制度があります。これを**クーリング・オフ制度**と言います。契約の原則の例外ですから、すべての取引にこの制度があるわけではなく、法律や約款などに定めがある場合に限られます。自分から店に出向く店舗での購入やカタログやネット画面を見て申込み通信販売は、じっくり考えてから契約を決めることができますので、**クーリング・オフの対象外**です。